

適正な退職管理について（概要版）

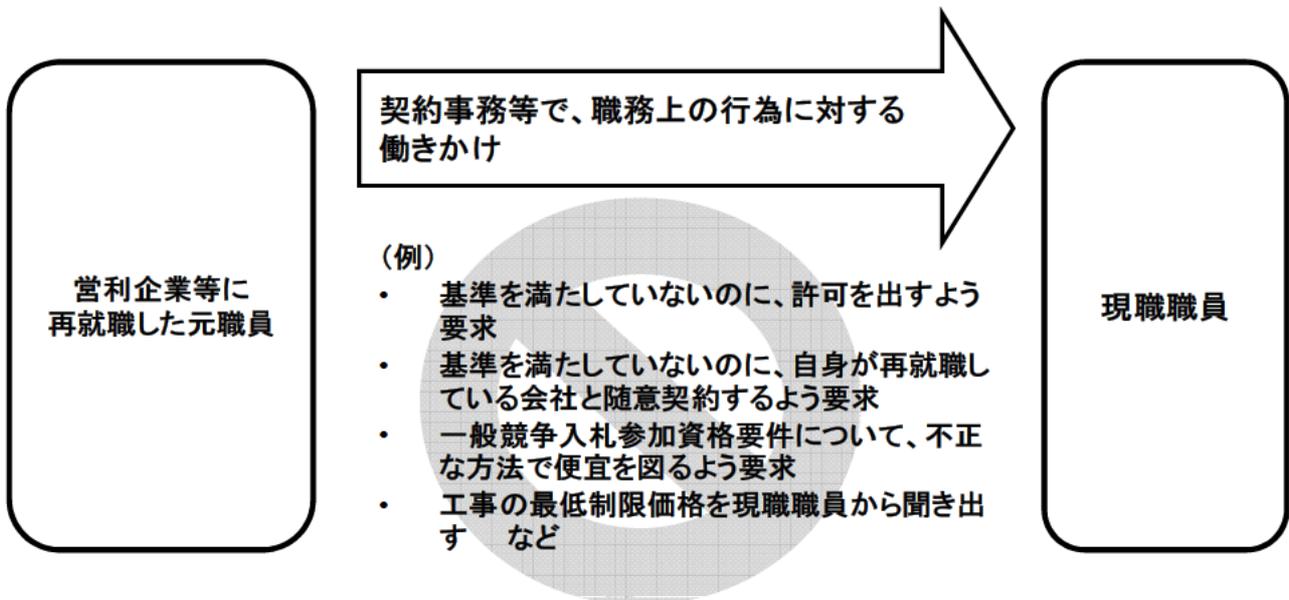
改正地方公務員法等の施行に伴い、平成28年4月から、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、適正な退職管理の確保が求められることとなりました。

（１） 元職員からの働きかけの禁止

営利企業等に再就職した元職員は、現職職員に対して、契約等事務に関し、職務上の行為をする(しない)ように要求又は依頼(＝働きかけ)をしてはいけません。

※1 営利企業等とは、営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人を除く)をいいます。

※2 契約等事務とは、売買、貸借、請負その他の契約又は行政手続法第2条第2項に規定する処分に関する事務をいいます。



規制対象	禁止される働きかけの内容	禁止期間
全ての再就職者	退職前5年間の職務に関するもの	退職後2年間
	在職中に自らが決定した契約・処分に関するもの	期限なし
退職前5年より前に部長級の職に就いていた再就職者	当該職に就いていたときの職務に関するもの	退職後2年間
退職前5年より前に次長級及び課長級の職に就いていた再就職者	当該職に就いていたときの職務に関するもの	退職後2年間

(2) 再就職情報の届出・公表

職員の退職管理に関する条例により、管理職職員であった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職をした場合(再就職先での地位に変更があった場合も含む。)、再就職情報を任命権者に、速やかに届け出る必要があります。

なお、元職員からの働きかけの抑制及び再就職に関する透明性の確保のため、管理職職員であった元職員から届出された再就職情報については、任命権者が毎年度上半期中に公表します。

(3) 元職員から働きかけがあった場合の対応

現職職員は、職務に関する契約等事務に関し、再就職者から職務上の行為をする(しない)ように働きかけがあったと思料する場合は、人事委員会に報告しなければなりません。

※ 働きかけに応じて不正な行為をした現職職員は、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処される場合があります。

※ 届出が必要な事案において現職職員が届け出なかった場合は、懲戒処分等の対象になることがあります。

(4) 現職職員に対する再就職に係る規制

現職職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して、以下の①②について要求し、又は約束することが禁止されます。

- ① 自身が当該営利企業等の地位に就くこと
- ② 他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせること

※ 不正な行為の見返りとして上記①②を行った場合は、「3年以下の懲役」に処されることがあります。

○ その他関連する取扱

(1)「文書によらない要望等に関する取扱要領」

地方公務員法で禁止される働きかけとは範囲、対象等が異なることから、「文書によらない要望等に関する取扱要領」は、引き続き運用されます。そのため、地方公務員法で禁止される働きかけがあった場合、県は「職員の退職管理に関する対応要領」と「文書によらない要望などに関する取扱要領」のそれぞれに基づいた対応を行います。

(2)自粛行為

民間企業に再就職した元職員は、退職後2年間、県への営業活動を自粛することとしています。

(平成26年11月26日付け人事課長通知「職員の民間企業への再就職に係る取扱いの周知について」)

※ 営業活動とは、情報の収集や自社製品の宣伝等受注のための活動、その他再就職先の民間企業の営業を目的として、現職職員に働きかけを行う行為をいいます。名刺受等に名刺を入れていく行為(名刺配り自体を目的とした行為)については、営業活動であると推察されるため自粛することとします。ただし、あいさつに伴う名刺交換までは自粛を求めません。